

令和5年度答申第14号  
令和5年6月28日

諮問番号 令和5年度諮問第9号（令和5年6月15日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、令和2年8月31日、本件会社を退職した。

（認定申請書）

- (2) 審査請求人は、令和3年2月4日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、令和3年11月25日付けで、本件認定申請につき、「労働者を雇用している、事業活動を継続している、という事実があることから、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和4年2月24日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和5年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

不認定通知書に記載されている本件会社の本社の住所に事業活動の実態はなく、そこを本社として事業活動が行われているという記述には誤りがあるため、再度、本件会社の調査と本件認定申請の審査を行った上で、本件不認定処分を取り消すよう求める。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件の争点は、本件会社が、賃確則8条に定める事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態に該当するか否かであり、これについては以下の事実が認められる。
  - (1) 本件会社は、C地に登記上の本店を置き、法人税及び地方法人税の申告書等には本店所在地が記載されている。
  - (2) 本件会社代表取締役は、整骨院を経営している旨申述している。当該整骨院の収支状況は本件会社に報告されており、本件会社が当該整骨院の労働者を雇用保険に加入させている。
  - (3) 本件会社代表取締役は、当該整骨院の経営以外にもポータルサイトの運営を行っている旨申述している。
  - (4) 本件会社は、顧客紹介等を内容とする業務提携契約を令和3年9月27日に締結しており、その有効期限は令和6年9月26日までとなっている。
- 2 以上のとおり、本件会社は、労働者を雇用して事業活動を継続しており、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないとは認められない。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和4年2月24日

審理員の指名通知 : 同年4月13日付け

反論書の提出締切日 : 同年7月1日

審理員意見書の提出 : 令和5年5月18日付け

本件諮問 : 同年6月15日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年3か月半の期間を要しており、とりわけ①本件審査請求の受付から審理員の指名通知までに約1か月半、②反論書の提出締切日から審理員意見書の提出までに約10か月半もの期間を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための措置を講ずべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不認定処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件において、本件会社の事業活動については、少なくとも以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、接骨院等の経営、フランチャイズ事業等多種多様な目的を会社の目的に掲げて事業活動を行っていた会社である。

(履歴事項全部証明書)

イ 本件会社は、接骨院、美容室等の総合支援を行う「Bポータル」を運営し、「Bポータル」を通じるなどして、令和元年6月8日にD社との間で交渉基本合意書を、令和3年7月15日にE社との間でフランチャイズ契約書を、同年9月20日にF社との間で業務提携契約書を、同月27日にG社との間で業務提携契約書を交わしている。

(Bポータル、交渉基本合意書、フランチャイズ契約書、業務提携契約書(令和3年9月20日付け)、業務提携契約書(令和3年9月27日付け))

ウ 本件会社代表取締役は、令和3年9月17日にA労働基準監督署担当官に対し、「事業が停止したわけではない。これからも継続していく。」と述べ、事業活動継続の意思を表明している。

(処理経過(抜粋))

エ 令和3年9月17日の時点で、雇用保険上、本件会社の労働者は2名存在する。

(事業所別被保険者台帳照会)

これらの事実を照らすと、本件会社については、本件不認定処分当時、事業活動を停止していたと認定することはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史